

補助率は、農林水産省55%、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

10年度における実施地区数は、614地区（うち新規110地区）

	9年度	10年度
中山間地域	(千円)	(千円)
総合整備事業	65,270,425	93,686,914

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生のもたら防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われている。

10年度における各事業の実施状況は、表17のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で10年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で10年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で10年度は18地区で実施した。

(エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で10年度は2地区で実施した。

(オ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で10年度は29地区で実施した。

(カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で10年度は161地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で10年度は32道県で実施した。

(イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設を管理する土地改良区等の安全管理体制又は水管理体制の再編整備を行う事業並びに土地改良財産管理台帳の諸元や図面等の電算システム開発を全土連において実施する事業で10年度は60地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事

と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で10年度は45地区で実施した。

(エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で10年度は3地区で実施した。

(オ) 基幹施設管理強化対策事業

国営土地改良事業により造成したダムの上下流における開発行為による洪水時等におけるダム管理の社会的要請に対応するため、ダムの防災機能強化を図る事業で10年度は3地区で実施した。

(カ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業

施設管理技術の向上対策強化のため、全土連が研修を行う事業で10年度は全国8ブロックで実施した。

(ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営及び国営附帯県営事業により造成された農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で10年度は55地区で実施した。

(ケ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の利水団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、利水団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で10年度は4地区で実施した。

(コ) 実施状況（10年度）

	地区数	予算額 (千円)
直轄管理事業	5	929,034
広域農業水利施設総合管理事業	1	347,360
国営造成施設水利管理事業	18	190,000
国営造成施設権利調整対策事業	2	40,800
国営造成施設県管理補助事業	29	1,520,126
基幹水利施設管理事業	161	1,244,014
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	32	784,580
国営造成施設管理体制整備促進事業	60	477,560

土地改良施設修繕保全事業	45	948,060
水利施設総合管理システムモデル事業	3	58,316
基幹施設管理強化対策事業	3	20,500
土地改良施設安全管理推進事業	1	20,000
土地改良施設管理技術強化対策事業	1	12,000
農業水利施設台帳整備事業	55	106,150
農業水利保全支援事業	4	20,500

5 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。10年度における海岸保全事業の実施状況は表18のとおりである。

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が

表18 10年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
海岸保全施設整備事業（直轄）	4,592,632	4,592,632	4	0	4	0
海岸保全施設整備事業（補助）	21,881,220	11,547,540	212	4	216	25
海岸環境整備事業（補助）	6,049,800	2,016,260	45	1	46	5
公有地造成護岸整備事業（補助）	267,300	106,800	4	0	4	1
計	32,790,952	18,263,232	265	5	270	31

行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費については補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

10年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表19のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成10年5月24日から8月31日までの間の前線による豪雨10月16日指定 政令第325号

平成10年9月15日から10月2日までの間の前線による豪雨及び暴風雨12月2日指定 政令第380号

平成10年10月15日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨12月16日指定 政令第397号

また、局地的に激甚であった災害については、農地農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の10年度における事業の実施状況は、表20のとおりである。

表19 10年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄 ・ 代 行	60	1,389,000
農 地	42,274	62,749,000
農 業 用 施 設	39,411	124,124,000
海 岸 保 全 施 設 等	27	2,166,000
計	81,772	190,428,000

表20 10年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	692,466	671,000
農 地	21,236,996	19,622,984
農 業 用 施 設	59,586,822	56,905,415
海 岸 保 全 施 設 等	657,190	499,933
計	82,173,474	77,699,332
農地災害関連区画整備	12,829	8,467
農 業 用 施 設 関 連	63,763	54,071
災害関連農村生活環境施設	135,642	67,821
災害関連緊急地すべり	542,750	271,375
計	754,984	401,734
合 計	82,928,458	78,101,066

表21 10年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 轄		
9 年 災	94,845	92,000
農 地		
5 年 災	61,489	57,000
8 年 災	88,829	76,837
9 年 災	3,433,411	3,127,837
農 業 用 施 設		
5 年 災	60,987	57,877
8 年 災	453,308	423,390
9 年 災	7,790,765	7,424,599
海 岸 保 全 施 設 等		
8 年 災	1,680	1,238
9 年 災	114,382	80,829
農 業 用 施 設 関 連		
9 年 災	57,626	47,484
ため池災害関連特別対策		
9 年 災	6,353	5,000
農地災害関連区画整備		
5 年 災	152,298	117,726
災害関連農村生活環境		
8 年 災	888	444
9 年 災	20,710	10,355
計	12,337,571	11,522,616

(3) 過 年 災 害

9年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち9年度に完了しなかったものの、10年度における事業の実施状況は、表21のとおりである。

7 その他の事業

(1) 農村地域整備開発事業

ア 基盤整備促進事業

本事業は、地域の実態に即してきめ細かい土地基盤の整備等を図り、農業の生産性向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進することを目的に実施するもので、用排水施設、農道、暗渠、客土、区画整理のいずれか又は2以上の受益面積の合計が5ha以上となる地区において、補助率50%（内地・北海道の特殊地域及び離島55%、沖縄80%、奄美60%）の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として平成10年度については2,519地区で実施した。

イ 水田汎用化土地基盤整備事業

本事業は、排水不良地域を対象として、排水条件の改良等を図ることにより、水田の汎用化を促進し、稲作と畑作を組み合わせた収益性の高い営農を実現することを目的に実施するもので、用排水施設、農道、暗渠、客土のいずれか又は2以上の受益面積の合計が5